

## 戸田市小規模事業者等臨時給付金 Q&A

Q 1 自分が対象になるのか教えてほしい。

A 1 まず、商業・サービス業の場合、常時使用する従業員数5人以下、製造業その他の業種の場合、20人以下（中小企業基本法に定める「小規模企業者」等のことをいう）が条件となります。また、次の各要件をすべて満たす必要があります。

- ①法人の場合、令和2年1月1日（以下、「基準日」という。）までに戸田市内に本店を設置し、申請日までに法人登記が完了していること。個人事業主の場合、基準日までに市内で事業を開始し、申請日までに開業届が受理されていること。
- ②令和2年1月1日から申請日までの間、戸田市内で事業を継続していること。（途中で本店移転や転出をして戻ってきた場合などは不可）
- ③新型コロナウイルスにより売上高が減少していること。（令和2年2月から6月までの間のいずれかの1月の売上高が、平成31年2月から令和2年1月までの間のいずれかの1月の売上高と比較して、1円以上減少していること。）
- ④令和元年度までに納期を迎えた市税に未納がないこと。

Q 2 常時使用する従業員数には、パートやアルバイトも含まれるのか。

A 2 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解されています。従って、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断が必要となります。

また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないとされています。

Q 3 【個人事業主】戸田市内に住み、他市で事業を行っている。  
戸田市に税金は納めているが対象になるか。

A 3 戸田市で事業を行っていることが条件となりますので、対象外となります。なお、他市で事業を行っているのであれば、他市で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらにお問い合わせください。

Q 4 【個人事業主】市外に住んでいるが、戸田市で事業を行っている。  
対象になるか。

A 4 戸田市で事業を行っているのであれば、A 1 の要件を満たせば対象になります。

Q 5 【個人事業主】開業届を出していない。  
確定申告書（白色）の写しはあるがだめか。

A 5 原則、開業届を出していることが条件となります。  
なお、開業届の控えを紛失している場合や開業届の届出が困難な場合は、Q 2 3をご参照ください。

Q 6 【個人事業主】副業で事業を行っている。給付の対象となるか。

A 6 原則、開業届を出して事業を行っている場合は対象となります。  
なお、開業届の控えを紛失している場合や開業届の届出が困難な場合は、Q 2 3をご参照ください。

Q 7 【法人】本店が他市にあり、事業所が戸田市にある。  
戸田市に事業実態があるが、対象になるか。

A 7 履歴事項全部証明書記載の本店所在地で判断しますので、対象外となります。他市で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらにお問い合わせください。

Q 8 戸田市内に複数事業所がある。

それぞれで給付を受けることは可能か。

A 8 同一事業者につき、1回の給付のみとなっております。ただし、同一の代表者であっても、経営が異なる場合（法人登記が別々の場合）、それぞれが対象となります。

Q 9 サービス業を営んでいて、基準日（令和2年1月1日）においては従業員が5人を超えていたが、申請日においては5人以下となった。対象になるか。

A 9 申請日において小規模企業者等であることが条件となりますので、対象となります。逆に、基準日において小規模企業者等であっても、従業員の増加により申請日において小規模企業者等でなくなった場合には対象外となります。

Q 10 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、給付対象となるか。

A 10 ~~農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）を除き、中小企業基本法上の「会社」に該当しないとされ、中小企業者に該当しないものと解されていることから、給付の対象外となります。~~

#### **※6月26日改定**

令和2年7月1日から、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者と同規模である、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、学校法人、公益認定を受けていない一般社団法人並びに一般財団法人は対象となります。

なお、宗教の意義を広めたり、信者を教化教育したりすることが目的である場合や、政治上の主義を推進、支持、又はこれに反対することが目的である場合は対象外となります。

Q 1 1 どのように申し込めばいいのか。

A 1 1 市ホームページから申請書類を一式ダウンロードいただき、「経済政策課 小規模事業者等臨時給付金担当」までご郵送ください。原則、郵送申請となります。

Q 1 2 普通郵便で郵送すればいいのか。

A 1 2 原則として一般書留又は簡易書留でお送りください。普通郵便でも受付はいたしますが、不着の際は受付できませんので、ご注意ください。

Q 1 3 いつまでに申請すればいいか。

A 1 3 ~~令和2年6月30日（火）消印有効となります。~~

**※6月26日改定**

令和2年7月31日（金）消印有効となります。

Q 1 4 申請に必要なものを教えてほしい。

A 1 4 次の書類の提出が必要になります。

- ①申請書兼請求書（HPダウンロード）
- ②誓約書（HPダウンロード）
- ③令和2年1月1日までに戸田市内で事業を開始していることがわかる書類（法人の場合は履歴事項全部証明書（申請日までの3か月以内に発行されたもの）、個人事業主の場合は開業届の控えの写し）
- ④売上の減少がわかる書類（試算表、帳簿等の写し）
- ⑤【法人の場合】直近の決算書（税務署印付表紙（法人税確定申告書別表一控の写し）、法人事業概況説明書）の写し  
【個人事業主の場合】所得税確定申告書（決算書等を含む）の写し
- ⑥口座振込払依頼書
- ⑦本人確認書類の写し（個人事業主の場合のみ）  
（運転免許証、マイナンバーカードの表面、パスポート、各種健康保険証、年金手帳、身体障害者手帳等、本人確認ができる書類1点）
- ⑧通帳等口座番号のわかるものの写し

Q 1 5 HPを閲覧できる環境（申請書をダウンロードできる環境）がないが、どうすればよいか。

A 1 5 ダウンロードできない方には、経済政策課窓口や戸田市商工会で申請書をお渡しします。窓口の混雑状況によりお待たせする場合がありますので、予めご了承ください。

Q 1 6 いつ給付されるのか。

A 1 6 申請から概ね3週間程度を予定しています。申請状況により、多少前後する場合があります。給付を行う前に「決定通知書」をお送りしますので、そちらで振込予定日をご確認ください。

Q 1 7 先着順か。遅くなったら給付されないのか。

A 1 7 申請期間内に申請されれば、要件を満たす限り給付されます。ただし、給付手続きにつきましては、先着順に行います。なお、申請期間を経過した場合は給付できませんので、ご注意ください。

Q 1 8 確定申告書の控えに收受印がない場合や、e-Taxの場合はどうす  
いいか。

A 1 8 提出していただく確定申告書類の控えは、收受印が押印されているものを提出してください。e-Taxの場合は、「受信通知」をあわせて提出してください。

收受印又はe-Taxの「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えと併せて提出してください。

なお、確定申告の結果、非課税となり「納税証明書（その2所得金額用）」を提出することができない場合、提出者本人の同意（要同意書提出）に基づき、内容の確認を行います。内容確認には時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要します。また、確認の結果、給付金を給付することができない場合もありますので、ご了承ください。

Q 1 9 給付金は課税の対象となるのか。

A 1 9 小規模事業者等臨時給付金は、使途に制約がありません。そのため、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものです。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多い場合、課税所得は生じないため、結果的に課税対象とはなりません。

Q 2 0 他の給付金（国、県等）と重複して申請することはできるか。

A 2 0 こちらの給付金は、国、県等、他の給付金と重複して申請することは可能です。ただし、他の給付金の申請における重複の可否については、申請先にご確認ください。

Q 2 1 申請日時時点で休業している。給付の対象となるか。

A 2 1 令和2年1月1日以降に新型コロナウイルスの影響で休業している場合は対象となります。令和元年12月31日以前に休業している場合は対象外となります。

Q 2 2 手続きに係る費用（郵送料、証明書等）は自己負担か。

A 2 2 郵送料、証明書発行手数料等、手続きに係る諸費用は自己負担となりますので、ご了承ください。

Q 2 3 開業届の控えを紛失したが、どうすればいいか。

A 2 3 開業届の控えを紛失したときは、「所得税の青色申告承認申請書」の控え又は「所得税の青色申告決算書」の控えをもって、開業届の控えの代わりとさせていただきます。その場合は、「戸田市小規模事業者等臨時給付金交付申請書兼請求書」の事前確認欄【提出書類】の「開業届の控えの写し」の右側に「開業届の控え紛失・所得税の青色申告承認申請書（又は青色申告決算書）の控えの写しをもって代用」と記載してください。

なお、白色申告をしている方で、開業届の控えを紛失している場合や開業届の届出が困難な場合は、白色申告書の写しと併せて、営業許可証等、事業実態が確認できる書類の写しの提出をもって代用できます。

Q 2 4 【個人事業主】親から事業を引き継いで今年（令和2年1月2日以降）から事業を行っている。給付の対象になるか

A 2 4 事業の継続性が認められる場合は対象となります。その場合は、前事業主の所得税の確定申告書の控えの写し等、事業が継続していることがわかる書類を提出してください。また、開業届の控えの写しも前事業主、現事業主分お出しください。

Q 2 5 個人事業主から令和2年1月2日以降に法人成りをし、事業を行っている。給付の対象になるか

A 2 5 事業の継続性が認められる場合は対象となります。その場合は、個人事業主時の開業届の控えの写し、2019年所得税確定申告書の控えの写しを併せてご提出ください。

Q 2 6 【個人事業主】（スポーツ選手、俳優等）事務所に所属せず、個人で事業を行っている。給付の対象となるか。

A 2 6 戸田市で事業を行っている旨の開業届を出していれば、給付の対象となります。また、開業届を出していない場合は、申請日までの間に、令和2年1月1日以前に事業を開始している旨の開業届が税務署に受理されれば、申請可能となります。

なお、開業届の控えを紛失している場合や開業届の届出が困難な場合は、Q 2 3をご参照ください。

Q 2 7 【個人事業主】「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいて、2019年分の所得税確定申告を完了していない場合はどうすれば良いか。

A 2 7 2018年所得税確定申告書の控えの写し（収受印付、決算書等を含む）をご提出ください。なお、e-Taxの場合は、受信通知も併せて提出してください。

Q 2 8 【個人事業主】 郵送により所得税確定申告書類を提出したため、確定申告書の控えに収受印がない場合や e - T a x の受信通知がない場合はどうしたらよいか。

A 2 8 提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を収受印のない確定申告書の控えの写し（決算書等を含む）と併せてご提出いただくことで代用できます。

Q 2 9 【個人事業主】 2 0 1 9 年分の確定申告の義務がない場合はどうしたらよいか。

A 2 9 2 0 1 9 年分の市町村民税、特別区民税、都道府県民税の申告書類の控え（収受印の押印されたもの）を提出してください。提出が難しい場合はご相談ください。

Q 3 0 【法人】 令和2年1月1日以前に事業を開始しているが、まだ事業開始後1年以上経過しておらず、初回の決算を迎えていないので、直近の決算書（確定申告書第一表の控え（収受印付）、法人概況説明書）の写しが提出できない。どうしたらよいか。

A 3 0 直近の決算書の写しの提出は不要となりますが、試算表、帳簿等の写しは、「売上の減少が分かる書類」として提出が必要となります。

Q 3 1 【法人】 履歴事項全部証明書は、登記情報提供サービスでの代用は可能か。

A 3 1 登記情報提供サービスでの代用は可能です。

Q 3 2 【法人】 申請書に記載する法人番号は履歴事項全部証明書に記載されているもの（12桁）か。

A 3 2 国税庁から指定・通知されている13桁の数字をご記入ください。

Q 3 3 【NPO法人】法人税の確定申告の義務がない場合は、どうしたらよいか。

A 3 3 特定非営利活動法人において、法人税法及び同法施行令に規定する収益事業を実施しておらず、法人税の確定申告の義務がない場合は、その代用として直近の収支決算書をご提出ください。

また、その旨を申請書兼請求書の事前確認欄に記載してください。

Q 3 4 補助金や、会費収入については、売上に含めるのか。

A 3 4 補助金や助成金、会費等の収入については、売上に含まれません。

本給付金は、事業の実施における売上高の減少が対象となりますので、補助金や助成金、会費等の収入減少は対象外となります。